

女性活躍推進法に基づく行動計画について

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

この法律に基づき、当社は次のように行動計画を策定し、性別に関わりなく、すべての社員が仕事と家庭を両立しながら活躍でき、就業継続しやすい職場環境づくりを進めてまいります。

1. 計画期間

平成 29 年 10 月 23 日 ～ 平成 31 年 10 月 31 日（2 年間）

2. 当社の課題

女性の管理職がおらず、管理職候補となる女性も少ない。

3. 目標

- (1) 女性役職者（係長級以上）を 1 人以上登用する。
- (2) 育休復職者を対象とした制度利用者の能力開発やキャリア形成支援研修を行う。

4. 取組内容

(1) 女性管理職増加計画

- 平成 29 年 10 月～ 女性社員の育成に向けた意識啓発を実施し、将来中核となりうる女性管理職候補者の選定を行う。
- 平成 30 年 1 月～ 管理職候補者へのキャリア形成意識の向上を目的とした研修の検討、社外研修やセミナーへの派遣などの具体的な研修計画を策定する。
- 平成 30 年 4 月～ 管理職候補者へ研修計画を実施する。

(2) 育休復職者支援計画

- 平成 29 年 10 月～ 妊娠中や産休・育児休暇を取得した女性職員が、不安や心配なく業務に復帰できるよう、適正業務への配置に気を配り、就業時間の変更や新たな制度導入も視野に入れ復職しやすい職場環境へと整備する。
育児期の女性社員を対象とした能力開発やキャリア形成支援研修の検討、実施。
休暇の取得しやすい環境を構築することで、就業継続しやすい職場をつくる。